

目標設定型排出量取引制度の検討等に関する小委員会について

平成 21 年 11 月 4 日

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会座長決裁

(設置)

第 1 本県が導入する目標設定型排出量取引制度について検討するため、地球温暖化対策の検討に関する専門委員会に目標設定型排出量取引制度の検討等に関する小委員会を設置する。

(位置付け)

第 2 地球温暖化対策の検討に関する専門委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第 5 条に基づく小委員会とする。

(組織)

第 3 (1) 小委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(2) 要綱第 5 条第 3 項に基づき、小委員会に小委員長及び小委員長代理を置き、小委員長は委員の互選により選出し、小委員長代理は委員長が指名する。

(会議)

第 4 (1) 要綱第 5 条第 4 項に基づき、小委員長は小委員会を招集し、議事を総括する。

(2) 要綱第 5 条第 3 項に基づき、小委員長代理は小委員長に事故あるとき又は小委員長から委任を受けたときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第 5 小委員会の会議は公開する。ただし、公開することにより率直な意見の交換若しくは不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるときは、公開しないことができる。

(庶務)

第 6 小委員会の庶務は、環境部温暖化対策課において処理する。

(その他)

第 7 その他、小委員会に関し、必要な事項は、小委員長が別に定める。

別表

氏名	職業等
上田 隆一	TEM・環境マネジメント研究会代表 元埼玉県地球温暖化防止活動推進センター センター長
工藤 拓毅	(財) 日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット総括
高村 淑彦	東京電機大学 工学部機械工学科 教授
外岡 豊	埼玉大学 経済学部社会環境設計学科 教授
野上 武利	(社) 埼玉県経営者協会 顧問
吉田 徳久	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授